

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月二十六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 蓮田白岡久喜線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
蓮田市大字黒浜字椿山二八二六番二 地先から同市大字黒浜字新切山三五 三五番二九四地先まで		区 間
一二・二一〇 一五・九九	九・一〇〇 一五・九九	敷地の幅員 (メートル)
二〇二・五〇		延 長 (メートル)
		備 考